評価基準の見直しについて（案）

資料１-１

**【見直しの趣旨】**

令和元年７月に評価結果の次回指定管理者選定への反映などモニタリング（評価）に関する全庁的な取扱いの見直しが行われたことから、これを踏まえ、評価基準の見直しを行う。

また、この評価基準は、2020年度（令和2年度）指定管理期間開始の5地区について、2020年度評価から適⽤することとし、他の６地区については次期指定管理期間（2022年度（令和４年度）評価）から適用することとする。

**１．個別評価について**

全庁的な取扱いに準じた評価基準とする。また、総括評価と整合を図り、より分かりやすい基準とする。

○AA評価をS評価に名称変更

○Ｂ評価「Ｂ＋」「Ｂ」「Ｂ－」をB評価に集約

|  |  |
| --- | --- |
| 見直し案 | 現　　行 |
| S（優良） | 業務仕様書等を遵守し、その内容より優れた管理内容である。 | ＡＡ（優良） | 業務仕様書等を遵守し、その内容より優れた管理内容である。 |
| Ａ（良好） | 業務仕様書等を遵守した管理内容である。 | Ａ（良好） | 業務仕様書等を遵守した管理内容である。 |
| Ｂ（ほぼ良好）＜一部課題あり＞ | 業務仕様書等の内容を概ね遵守しているが、一部課題とすべき事項がある。その課題について、指定管理者において解決に向けて取り組んでいる、または、今後取り組みが見込まれる。 | Ｂ＋（ほぼ良好）＜一部課題あり＞ | 業務仕様書等の内容を概ね遵守しているが、一部課題とすべき事項がある。しかし、その課題について指定管理者において解決に向けて取り組んでいる。 |
| Ｂ（ほぼ良好）＜一部課題あり＞ | 業務仕様書等の内容を概ね遵守しているが、一部課題とすべき事項がある。しかし、その課題解決に向けた取り組みに着手していない。 |
| Ｂ－（ほぼ良好）＜改善が必要＞ | 改善の必要な管理内容であるが、指定管理者の取り組みにより改善が見込まれる。 |
| C（要改善） | 業務仕様書等を遵守しておらず、今後も適切な管理運営業務が見込めない。※改善するよう指摘するも遵守しない。 | C（要改善） | 業務仕様書等を遵守しておらず、今後も適切な管理運営業務が見込めない。※改善するよう指摘するも遵守しない。 |

**２．総括評価について**

2010年度（平成22年度）評価委員会において、モニタリングの目的を達成するためには、「履行の確認」、「サービスの質の評価」、「サービスの安定性の評価」の機能が必要であるとの考え方のもとそれぞれの総括評価を行うとされたことから、引き続き総括評価を行う。なお、名称は個別評価にあわせる。

○AA評価をS評価に名称変更

|  |  |
| --- | --- |
| 見直し案 | 現　　行 |
| S（優良） | 個別評価が全てＡ以上であり、かつSが過半数以上である。 | ＡＡ（優良） | 個別評価が全てＡ以上であり、かつＡＡが過半数以上である。 |
| Ａ（良好） | 個別評価が全てＢ以上であり、かつＡ以上が８割以上（「サービスの質」及び「サービスの安定性」は2/3以上)である。 | Ａ（良好） | 個別評価が全てＢ以上であり、かつＡ以上が８割以上（「サービスの質」及び「サービスの安定性」は2/3以上)である。 |
| Ｂ（ほぼ良好） | 個別評価が全てＢ以上である。（上記以外） | Ｂ（ほぼ良好） | 個別評価が全てＢ以上である。（上記以外） |
| C（要改善） | 個別評価にＣが含まれる。※改善するよう指摘するも遵守しない。 | C（要改善） | 個別評価にＣが含まれる。※改善するよう指摘するも遵守しない。 |

**３．総合評価について（指定管理期間１～３年目）**

全庁的な取扱いに準じた評価基準とする。

○「総合評価」を「年度評価」に名称変更

○AA評価をS評価に名称変更

|  |  |
| --- | --- |
| 見直し案 | 現　　行 |
| S（優良） | 総括評価が全てＡ以上であり、かつSが３分の２以上である。 | ＡＡ（優良） | 総括評価が全てＡ以上であり、かつＡＡが３分の２以上である。 |
| Ａ（良好） | 総括評価が全てＢ以上であり、かつＡが３分の２以上である。 | Ａ（良好） | 総括評価が全てＢ以上であり、かつＡが３分の２以上である。 |
| Ｂ（ほぼ良好） | 総括評価が全てＢ以上である。（上記以外） | Ｂ（ほぼ良好） | 総括評価が全てＢ以上である。（上記以外） |
| C（要改善） | 総括評価にＣが含まれる。※改善するよう指摘するも遵守しない。 | C（要改善） | 総括評価にＣが含まれる。※改善するよう指摘するも遵守しない。 |

**４．総合評価・最終評価について（指定管理期間4年目・5年目）**

全庁的な取扱いに準じた評価基準とする。

　　○従来から実施している年度評価に加え、その年度評価をさらに総括した「総合評価」、「最終評価」を実施。

　　○総合評価結果がⅣとなった事業者から、次期指定管理者の公募に再度応募があった場合には、選定の審査の際に減点措置を講じる。

|  |  |
| --- | --- |
| 見直し案 | 現　　行 |
| Ⅰ（優良） | 評価対象となる年度の年度評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない。 | ＡＡ（優良） | 総括評価が全てＡ以上であり、かつＡＡが３分の２以上である。 |
| Ⅱ（良好） | 評価対象となる年度の年度評価のうちＢが３割未満で、Ｃがない。 | Ａ（良好） | 総括評価が全てＢ以上であり、かつＡが３分の２以上である。 |
| Ⅲ（ほぼ良好） | Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ以外。 | Ｂ（ほぼ良好） | 総括評価が全てＢ以上である。（上記以外） |
| Ⅳ（要改善） | 評価対象となる年度の年度評価のうちＣが５割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く。 | C（要改善） | 総括評価にＣが含まれる。※改善するよう指摘するも遵守しない。 |